

7月から令和8年度の国民年金保険料免除申請の受付が始まります

経済的な理由や災害などにより、保険料を納めることが困難な場合、申請して承認されると保険料が免除されます。未納のままにせず、保険料免除制度をご利用ください。

申請が遅れると、申請前に生じた事故や病気による障害・死亡のとき、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなる場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

【制度について】

1. 本人・配偶者・世帯主の前年所得がそれぞれ一定基準以下であることが条件です。
2. 天災や失業などの理由による申請もできます。(特例免除)
3. 原則、申請は毎年必要ですが、全額免除・納付猶予に該当する場合は、希望により翌年の申請手続きを省略することができます。
4. 納付猶予となった期間は、年金額に反映されません。

【申請方法】

- ◎申請場所
住民保険課保険年金係または熊谷年金事務所
- ◎持参するもの
- ①基礎年金番号がわかるもの
 - ②失業したかたは雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票などの写し
 - ③学生の場合は学生証(コピー可。ただし、有効期限が裏面記載の場合には表面と裏面両方のコピー)または在学証明書

マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができます

役場に来庁することなく、以下の手続きを行うことができますので、ご利用ください。

【対象手続】

- 国民年金第1号被保険者加入の届出
- 国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- 国民年金保険料学生納付特例の申請

【電子申請のメリット】

- 24時間365日、申請できます!
- スマートフォンから申請できます!
- 処理状況も申請結果も確認できます!

マイナポータルとねんきんネットをつなげると便利です!

日本年金機構からのお知らせをマイナポータルで受け取ることができ、ご自身の年金記録や勤め先の履歴などが確認できます。

また、将来の年金見込額を試算できます。

手続きには、マイナンバーカードと取得時に設定したパスワードが必要になります。詳しくは、マイナポータルのホームページをご確認ください。



マイナポータル
QRコード

■電話の場合(ねんきん加入者ダイヤル) ☎ 0570-003-004

※050から始まる電話でかける場合 ☎ 03-6630-2525

受付時間 月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※第2土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

■受け取る年金額を増やすこともできます

付加保険料について

定額保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せすると、老齢基礎年金に加算され年金額を増やすことができます。

手続きは、年金事務所または、役場で行うことができます。

国民年金保険料の納付を免除されているかた、国民年金基金に加入中のかたは、付加保険料を納付できません。

詳しくは、年金事務所ホームページをご確認ください。



年金事務所
ホームページ
QRコード



住民保険課 からのお知らせ

問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎ 76-1366

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者のかたへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請等について

高額な外来診療を受けるときや入院したときに、同じ月に同じ医療機関に支払う医療費や食費などが減額される制度です。

※マイナ保険証(保険証利用登録されたマイナンバーカード)を利用すれば事前申請の必要はありません。
事前の手続きなく自己負担限度額までの支払いとなります。

国民健康保険に加入のかた

マイナ保険証をお持ちでないかたは、申請により認定証を交付します。(70歳以上のかたは、所得によっては申請不要です。)

■申請に必要なもの

本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

■申請場所

住民保険課 保険年金係

■現在、認定証をお持ちのかた

現在お持ちの認定証の有効期限は、7月31日(金)までとなっています。引き続き必要なかたは、8月中に申請してください。

※申請した月の初日から適用されます。8月1日(土)から適用するには、8月中の申請が必要です。

後期高齢者医療制度に加入のかた

令和6年12月2日から、認定証の新規交付が廃止となりました。希望者には、申請により、区分を併記した資格確認書を交付いたします。

■申請に必要なもの

本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

■申請場所

住民保険課 保険年金係

■申請済みのかた

申請は不要です。

長期入院中の食費の減額申請について

次のいずれにも該当するかたは申請により、入院中の食費が1食270円から220円に減額されます。申請の際は、入院日数のわかる医療機関の領収書などをお持ちください。

なお、減額の適用は、申請された月の翌月1日からとなります。

- ・過去1年間の入院日数が90日を超えるかた
- ・住民税非課税世帯のかた※

※70歳以上のかたで低所得者Iの区分(住民税非課税世帯でありその全員の所得が0円)のかたは長期入院による減額はありませんので申請は不要です。